平成２３年（フ）第３１３８号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―206号
債務者　大島美穂子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３９号
大阪府吹田市高浜町10番６号
債務者　武内　鈴子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４１号
大阪府大東市幸町２番25号
債務者　戸田　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４２号
大阪府八尾市福万寺町５丁目28番地
債務者　野手　初美（旧姓半澤）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１４７号
大阪府吹田市古江台５丁目５番Ｂ31―404号
債務者　辰己　弘子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５２号
大阪府茨木市下中条町11番26―306号
債務者　杉町　博美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５４号
大阪市東成区中本２丁目３番18―323号
債務者　三宅　信幸
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１５６号
大阪府豊中市利倉西１丁目８番25―305号
債務者　松本幸子こと　朴　　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６１号
大阪市住吉区苅田10丁目７番２号
債務者　長野　清子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６２号
大阪府東大阪市下小阪５丁目１番11号　ラ・フォンテ八戸ノ里302号
債務者　村上　　博
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６５号
大阪府茨木市南安威１丁目２番40号
債務者　髙橋　則子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６６号
大阪府吹田市樫切山17番５号
債務者　柴田真佐美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１６７号
大阪府豊中市服部西町１丁目９番46号
債務者　小林　貞雄
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７４号
大阪市淀川区西三国３丁目18番35号
債務者　三好　清子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１７７号
大阪府四條畷市楠公２丁目２番23号
債務者　本多　清美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８４号
大阪市西成区津守３丁目１番１―1101号
債務者　溝端　昌直
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区15棟204号
債務者　バリータ　マリア　フェ　クラボ
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
新潟県柏崎市扇町１番75号
債務者　浅野　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係